

日常の指導体制（未然防止・早期発見）

管 理 職

- ・ 学校いじめ防止基本方針
- ・ いじめを許さない姿勢
- ・ 風通しのよい職場
- ・ 保護者、地域等との連携

いじめ防止委員会

【各学期開催】

◇ 構成員

- 校長、教頭、事務長、人権・同和教育主任
- 生徒指導主事、進路指導主事
- 幼小中普代表、理療科代表、寄宿舍代表

◇ 役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針作成、見直し
- ・ 年間指導計画の作成
- ・ 校内研修会の企画、立案
- ・ アンケート、面談の実施
- ・ 調査結果、報告等の情報の整理、分析
- ・ いじめが疑われる案件の事実確認、判断
- ・ 児童生徒への支援方針

【結果報告】

教育委員会

【緊急対応】

いじめ対策委員会

未然防止

◇ 学習指導の充実

- ・ 学びに向かう集団づくり
- ・ 意欲的に取り組む授業づくり

◇ 特別活動、道徳教育の充実

- ・ 学級活動、ホームルーム活動の充実

◇ 教育相談の充実

- ・ 面談の定期開催

◇ 人権教育の充実

- ・ 人権意識の高揚
- ・ 研修会等の開催

◇ 情報教育の充実

◇ 保護者・地域との連携

- ・ 学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・ 懇談会の実施
- ・ 学校行事への参加の呼びかけ

早期発見

◇ 情報の収集

- ・ 教職員の観察による気付き
- ・ 相談、訴え
（児童生徒、保護者、地域等）
- ・ アンケートの実施（各学期）
- ・ 児童生徒面談の実施（各学期）
- ・ 保護者懇談
- ・ 各種調査の実施

◇ 相談体制の確立

- ・ 相談窓口の設置、周知

◇ 情報の共有

- ・ 報告経路の明示、報告の徹底
- ・ 児童生徒の実態把握
- ・ 職員会議等での情報共有
- ・ 進級時の引継ぎ